

2020年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

2020年7月27日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後4時33分 開会

○岡担当課長 本日はお忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、2020年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます町田市地域福祉部障がい福祉課担当課長の岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ウェブ会議を併用する形で開催いたします。また、会議の中頃、換気のために途中で休憩時間を取りたいと思っております。御協力のほうよろしくお願いいたします。

ウェブで御参加の皆様、接続等に問題はございませんでしょうか。問題がある場合は挙手ボタンを押して合図してください。

佐藤先生、何か問題ありますか、大丈夫ですね。

○佐藤委員 ごめんなさい、大丈夫です、申し訳ありません。

○岡担当課長 それでは、本日の出席者の確認をいたします。当日配付資料3を御参照ください。

出席者一覧、委員名簿になります。本日の席次表が載っております。

まず、ウェブでの御出席が本日4名、佐藤委員、谷内委員、堤委員、鈴木委員になります。そのほか12名の委員の皆様は、こちら会場のほうに御出席いただいております。

本日、欠席は井上委員、中川委員、浅野委員、降幡委員の4名になります。

また、本日は次期計画の分野別の課題と施策の方向性を話し合うため、関係する各課も出席してございます。

オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、生涯学習センター、保健総務課、防災課、福祉総務課、ひかり療育園が出席してございます。

なお、本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前に名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本日ウェブ会議併用ということで会議のルールについて確認させていただきます。

①周囲の音を拾ってしまうことがあるので、マイクはオフの状態にしてください。アイコンが赤色になっている状態がオフの状態です。

②通信状況の安定のため、映像のオフをお願いいたします。

③発言される際は、「挙手」のアイコンをクリックしてお待ちください。委員同士で発言のタイミングが重ならないよう、会長が発言者を指名します。指名された方のマイクをオンにしますので、委員の皆様のボタン操作は不要です。

④発言後は「手を下げる」のアイコンをクリックしてください。「挙手」のアイコンと同じ場所にあります。

皆様、よろしいでしょうか。ウェブ参加の皆様、確認のため、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、手を下げていただければと思います。

それでは、事前に配付いたしました資料の確認をいたします。

本日の会議次第が1枚と、資料1-①「計画の振返りに関する各部会からの意見（第5次町田市障がい者計画附属資料（進行管理用）について）」。資料1-②「第5次町田市障がい者計画附属資料（進行管理用）2019年度実績反映版」。資料1-③「計画の振返りに関する各部会からの意見（障がい福祉事業計画）」。1-④「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2019年度実績資料」。資料2「次期計画第1章 計画の基本的な考え方」。資料3「分野別の課題と施策（案）」。

なお、資料1-②については、障がい者計画部会、就労生活支援部会、相談支援部会委員を兼任されている委員の皆様には事前に送付済みのため、今回は送付しておりません。

足りない資料はございませんか。

続いて、当日配付資料の確認です。当日配付資料1「分野別の課題と施策についての障がい者計画部会からの意見」。当日配付資料2「計画策定のスケジュールについて」。当日配付資料3、委員名簿、座席表。当日配付資料については、オンライン参加の委員の皆様については、今メールでお送りさせていただいております。メールのほうで確認いただければと思います。

また、本日会議の中で、第5次町田市障がい者計画と町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意ください。

計画の冊子のほう、会場の皆様、お持ちでない方いらっしゃいましたら手を挙げていただければと思います。

次に、今年度から新たに着任された委員の方が2名いらっしゃいますので、御紹介いたします。

町田公共職業安定所の戸塚岳委員が退任され、降幡勇一委員が新たに着任されました。本日、欠席となります。

また、町田市歯科医師会の長崎敏宏委員が退任され、松崎重憲委員が新たに着任されました。

降幡委員は本日御欠席のため、松崎委員に一言御挨拶いただきたいと思います。松崎委員、よろしく願いいたします。

○松崎委員 このたび、6月に歯科医師会の役員改選がありまして、私が長崎敏宏委員に代わりまして委員になることになりました。よろしく願いいたします。

○岡担当課長 ありがとうございます。

本来であれば、市長から委嘱状をお渡しすべきところですが、このコロナ禍での会議開催ということで、会議の進行において会議時間を確保するため、交付式のほうは省略させていただきました。今回は後日郵送での対応とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、ここで進行を岩崎会長にお渡しします。岩崎会長、よろしく願いいたします。

○岩崎会長 こんにちは。皆さん、新型コロナウイルスの影響で大変だと思えますけれども、本当お久しぶりでございます。この会議もすごく重要な会議なので、こういった形で感染予防に気をつけながら開催していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

新任の委員の先生、どうぞまたよろしく願いいたします。

それでは、報告事項1、計画の振返りについて各部会からの報告に入りたいと思います。

まず(1)第5次町田市障がい者計画の振返りに移ります。今日の会議では3議事、次期計画第3章、分野別課題と施策についてに時間をかけて議論したいと思っておりますので、報告事項については各テーマにつき10分程度で進めたいと思います。

まずは事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。

それでは、報告事項1の計画の振返りです。

まず、町田市障がい者計画の2019年度の実績になります。

該当する資料ですが、資料1-①と資料1-②になります。資料1-②のほうに障がい者計画の中で特に頑張る取組、重点施策とされている事業について年度ごとに進行管理を行う事業の2019年度の実績までが反映した事業の一覧、そちらが冊子としてまとめられています。

この実績を基に資料1-①のとおり、障がい者計画部会と就労生活支援部会、相談支援部会の3部会の委員さんから、書面会議でそれぞれ会議を開催しておりますが、多くの御意見をいただきました。その中では、来年度の予算に反映させるような要望も含めていただいた御意見の全てをそれぞれの事業の担当部署に共有させていただきました。

時間の都合上、それぞれの事業についてですとか、各関連部署からの返答の部分の紹介は割愛させていただきますけれども、委員の方から質問をいただいたものについては担当部署から

の回答であったり、あとは要望についてそれぞれ各部署からこのように対応していますという
ようなコメントがあるものについては、資料1-①の右側にある意見に対する回答という部分
にそれぞれ記載させていただいています。

あとは、結構たくさん意見がありましたので、この中でそれぞれの部会長さん、特にここに
ついては強調したいとか、そういった御意見があればご発言いただきたいと思います。協議会
のほうは新型コロナウイルスの関係もありまして、次期予算の作成のタイミングで開催ができ
ませんでしたので、報告というような形になってしまいますが、御了承ください。

以上です。

○岩崎会長 今の御報告に対して御質問等ございますでしょうか。いかがですか。

それぞれのところでしょうがないのかもしれないですけども、御意見として承りますとい
うのは、何かもう少しあってもいいかなというような感じはありますけどね。聞きましたとい
うだけでおしまいかなというふうに取れないかなという感じがちょっとしますけれども、ほか
いかがでしょうか。

ぜひ御意見を生かす形で承っていただきたいというふうに思いますけれども、それでは続い
て次の報告に移ってよろしいですか。

それでは、続いて（2）障がい福祉事業計画（第5期計画）の振返りについてに移ります。

まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○安次富主任 事務局の安次富です。

私のほうからは、資料1-③、計画の振返りについての各部会からの意見（障がい福祉事業
計画）、A3の資料、2枚組のものですね、こちらと資料1-④、町田市障がい福祉事業計画
（第5期計画）2019年度実績資料、こちらを基に資料の御説明をさせていただきます。

お配りしている計画冊子につきましては、女の子の絵が描いてある町田市障がい福祉事業計
画（第5期計画）、こちらが対応いたします。

まず、障がい福祉課のほうで策定している障がい者計画と障がい福祉事業計画、2つありま
して、そのうちの障がい者計画については先ほど福永から説明申し上げました。私のほうから
は障がい福祉事業計画のほうというところで、2019年度の振り返りを行いました。

障がい福祉事業計画では、2020年度までに達成を目指す成果目標として4項目目標を立てて
おります。具体的には、施設入所者への地域生活への移行、入所されている方の地域生活への
移行の数値的な目標を立てているのが1点と、2点目の目標が、精神障がいにも対応した地域
包括ケアシステムの構築ということで、これは協議の場を設けるというような達成目標を立て

てございます。

それから、3つ目の成果目標が地域生活支援拠点等の整備ですね。こちらも地域生活拠点の整備ということを目標として掲げております。

それから、目標の最後、4点目が福祉施設から一般就労への移行ということで、就労移行率等の目標を立ててございます。

この4つの成果目標プラスこの障がい福祉事業計画は、各障がい福祉のサービス、例えば居宅介護ですとか、重度訪問介護ですとか、生活介護、就労移行支援、それから地域生活支援事業と呼ばれる移動支援ですとか日常生活養護の給付事業、これらの障がい福祉サービス等に関する支給料の見込み、この見込みを立てるということもこの計画の中で行われております。

大きく分けてこの成果目標と障がい福祉サービス等の見込みの実績を出させていただいて、それを基にこの施策推進協議会の下にある3つの部会、障がい者計画部会、相談支援部会、就労生活支援部会、この3部会で振り返りを行いました。各部会に出させていただいた資料としましては、資料1-④が対応します。

めくっていただきますと、まずこの資料の2ページ目から8ページ目までが、先ほど申し上げた4つの成果目標に対する実績になります。2019年度の実績になります。

それから、9ページから11ページまでが、障がい福祉サービス等の支給の見込みに対してどれだけ実際支給実績があったかといった実績になります。

続く12ページ以降につきましては、この事業計画を振り返るに当たって必要となる基礎データ、障害者手帳の所持者数ですとか、難病医療費助成の受給者の推移ですとか、あとは各サービス基盤、例えば生活介護のサービスの事業所の定員に対して実員がどれだけいるのかとか、そういった参考的な資料になってございます。こういった資料を用いて3部会で振り返りを行っていただきました。その振り返りの結果が資料1-③です。

資料1-③の一番左肩にナンバーがありまして、その後、該当箇所とあるのが成果目標なのか、障がい福祉サービス等の見込みに対してどれだけ支給実績があったかといったことがまず分かるようになっていて、その右側が具体的な目標の内容であったり、サービスの種類が書かれています。

その右手にあるのが実際にいただいた御意見の内容で、最後、一番右端にあるのが、意見に対してその部会の場での事務局の答弁内容であったり、お考えを示させていただいたものになります。

事務局からの資料の説明は以上です。

○岩崎会長 各部会で振り返っていただいた結果について、補足や強調していただきたい点があれば、部会長から御報告いただければと思いますが、いかがですか。

じゃ、どうぞ。

○坂本委員 坂本ですけれども、この会議の1-④の資料で、障がい者福祉事業計画のこのデータが全部ありますね。参考資料で出ています1というのが、ページは12ページと、それから13ページですか、これは施策推進会議というのが始まったのが2011年度から始まったという、11年か12年から始まったと思うんですが、特に障害者手帳だけで、自立支援でいろんな障がいのあれがありますが、この中で2011年ぐらいから、13ページのところの一番下のところを見てもらえれば障害者手帳所持者数及び割合というのが出ておりまして、これが2011年からずっとデータを見て2019年まで来ていますと、身体、それから愛の手帳、精神障害者手帳の保持者という数が出ておりますね。それで、約8年、9年の間に大分増えておるのが精神の福祉の手帳のほうが増えているんです。

この数字をずっと見ておりまして、ちょっと一、二質問したいところがあるんですが、13ページのところの精神の関連のところだと、これ2012年から地域移行というのが6名かな、実質利用して、この地域に移行しているという数字が19年までだんだん落ちてきているという数字になっております。それで、この数字なんかはどこから出ているのか。それでこちらでも精神病院なんかに一応問合せをして聞いたみたところでは、大体町田市で6病院、今は6つになったんですね。それで、大体退院促進を結構しているんですね、町田市の精神病院は。

それで、資料1-①にちょっと戻ってもらって、障がい者計画部会で討議されている内容が、1-①のナンバーの11か12あたりですか、長期入院している障がいのある人の地域移行への支援とか、これについて啓発ができてないんじゃないとか、それから市のほうの行政の回答は、市長同意での入院保護入院患者への啓発とか、こんなふうに書いていますが、この中身がどういふことでこの話になっている、移行についてですね。これを見ていると市長同意の処置入院ですよ、保護入院というのか。ここしか一応対象にしていなかったのか、あるいは今の精神病院のほうでは大分地域移行に関してはかなり積極的に啓蒙しながら進めているんですが、数字にこれは表現できるのか、できないのか、この辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○中島課長 事務局です。今の御質問についてお答えします。

かなり資料がいっぱいになるので、ちょっとページをめくりながらになるんですが、今、坂本委員がおっしゃっていただいた福祉事業計画の地域移行という部分に関しては、まず6件と御説明いただいた数が少ないというのは、地域移行支援事業という事業がございまして、その

事業を使っている方が当初は6名とかそのぐらい、一番多かったときで8人ぐらいいらっしゃったんですが、それが今その事業を使って地域に出てきている方が非常に減っています。

その理由が、本日の資料の1-④、参考資料3のグループホームの状況というところを見ていただきたいんですけども、ページをめくりながらお話を聞いていただけたらと思うんですが、19ページになります、18、19になりますね。

こちらを見ていただくとおり、一番右端に開所年度2012年度以降と書いてあるんですが、白抜きのところは2012年以前に建っていたところなんですけれども、ページをめくって19ページになりますと、地域移行が進むということでかなり2015年度以降、グループホームの開所が町田市の場合は非常に増えております。特に精神のグループホームの開所が、もともと2012年以前は5か所ぐらいしかなかったのが今19か所まで増えているということで、現実的には地域移行支援事業、先ほどの6件と言っていた事業を使わなくとも、グループホームがかなり空いておりますので、病院のケースワーカーさんが各障がい者支援センターに御相談をして、グループホームが空いていれば、幾つか複数のグループホームを見学した上で、比較的容易に地域に出れるようになっているということで、そういった意味では病院側から見ると地域移行は進んでいる。ただ、事業として地域移行支援事業というのを使わなくなっているもので、進んでいるんだけど、事業の件数が上がってないという状況に今つながっております。

以上です。

○坂本委員 今の説明ですと、地域移行につながっていないということですけども、これは強制的なあれですか、入院の場合だけ一応カウントしているのか、それとも今、地域に移行するというのは、全体としては病院からの移行を、ベッド数を減らすというような目的もあってやっていますよね。そうすると、どこの数字を取り上げてやっているのかよく分からないし、それから1-①のところですか、振り返りについて、計画部会から精神関係についての質問を「暮らすこと」、そして病院側のほうに問題があるというような、啓発ができてないとか、こういう検討がされているんですよ。

病院のほうは結構地域に移行させようということで、6病院についても結構一生懸命啓発しながらやっているはずですけども、この辺は市の意向と何か内部で分かれるような話があるんですか、地域連携ということに関して、移行に関してですね。

○中島課長 事務局です。今坂本委員がおっしゃっていただいた1-①、多分12番の暮らすことということに関して、入院患者への啓発ができていないのではないかとこのところの件でよろしいですかね。

○坂本委員 それと、ちょっといいですか。計画部会で精神関係についての討議というのがこの長期入院の移行のところだけで、あまりあとほかのところが討議されてないのかなという感じがありまして、次の2ページのところもどっちかという、ナンバー16なんかはまちプラの機能の問題ということで、あまり精神関係というのは討議されてないのかなという、1-①で、そんな感じです。

それでちょっと返事を、すみません。

○中島課長 すみません、事務局です。

長期入院している精神障がいのある人の地域移行への支援ということで、市長同意の方に、市長同意というのは、町田市長が医療保護入院が必要な患者が、身寄りがない方がいらっしゃった場合には町田市長に連絡があって、市長の同意の下に入院をさせていただく。そういった方については、入院状況が町田市として把握していますので、その方が長期入院にならないように、町田市として事実分かっている方については御案内できるんですけども、単に医療保護入院されている方、あと、単に長期入院になっている方というのは、町田市で把握のしようがないので、そちらに関しては一般的な普及啓発という形で御支援をさせていただいているので、ここの文章で市長同意の医療保護入院患者の状況を確認という形で医療機関に対して行いましたという表現になっています。

ただ、先ほども申し上げましたように、かなり医療機関には長期入院にならないようにぜひ地域移行をということをお勧めさせていただいて、町田市としては土壌としてのグループホームがかなり増えていること、あと精神科の訪問看護ステーションも増えていますし、精神科の訪問医療も実は件数が増えておりますので、そういった意味ではこの事業としては扱っていないんですけども、現実的には各医療機関にヒアリングすると長期の方は減っているという御意見はいただいております。

○岩崎会長 とすると、今の説明を聞いて大分分かったところがあるんですけども、例えば1-①の11番の書きぶりのところも、例えばこの事業を使わなくてグループホームに直接行っている人が多いとか、なので利用者が減っていますとかという、何ちょっと説明があるといいのかなというふうなことを一つ思いました。

それとあと、町田市内の精神科の病院は町田市民だけが利用しているわけじゃないので、ちょっとずれる部分もあるんですけども、でも、例えば町田市内の精神科の病院の在院日数みたいなことというのは把握できるんですか。例えば何年以上の人が何人とか、長期の割合が減ってきているというのは、具体的な数字で例えば示されたりとか。

○中島課長 各病院で調査していただいているものでこちらが把握しているのが一、二病院はありますけれども、全部は把握し切れず……

○岩崎会長 市内の精神科のベッドを持っておられる病院と何か定期的な協議会みたいなものはあるんですか。

○中島課長 病院全部とはいいません。

○岩崎会長 もし例えば、一つの考え方として、もちろん町田市民に対しての長期在院を減らすということも一つ大きな役割と思うんですけれども、町田市の、例えば市内にある精神科の病院に関して、そういったところの長期入院化を防ぐというのは、町田市にある社会資源に対して、協力としてあり得ると思うんですね。

なので、例えばそういった形で町田市内にある精神科の病院と定期的な協議会を設けて、その中で町田市として、長期在院の人たちが早く退院できるような支援を、例えばどういうふうなことが可能なのかみたいなことを協議するみたいな場が、一つはあり得るのかなと思ったんです。

○中島課長 すみません、言葉が足らなくて。全部の病院とではないんですけれども、従前から町田市で精神保健福祉推進会というものがございまして、もう設立して40年ぐらいたつんですけれども、そちらにはコメディカルの方が集まっていたいて、市内で今6精神科あるんですけれども、4の精神科がそちらに集まっていたいて、この地域移行についての勉強会をさせていただいたりとか、研修会をしたりということはやっているんですが、具体的に各病院でデータを取るといことは今までしていないので、また改めて検討させていただきたいと思えます。

○坂本委員 ちょっとよろしいですか、坂本ですが。

○岩崎会長 ちょっと一言だけいいですか、今のことに関して。

ですから、今までの精神科の病院の地域移行支援というのはあくまでも点在している、町田市外にも含んでいる町田市民の方の長期入院をどうやって市に戻ってきてもらうことも含めてやるのかということが大きな課題になっていたんですけれども、確かに市長同意以外のものについては、どういった方々が長期入院で困っているかというデータそのものがないということだとすると、考え方の一つとして、もちろん町田市外にいる方の長期入院の方の問題というのはやらないわけじゃないんですけれども、もちろんそれも一つの課題として置きながらも、少なくとも町田市内にある精神科の病院の地域移行支援をどういうふうに支援していくのかというのをやっぱり課題にして考えるというのも一つの在り方としてはあるのかなというふうに思

いました。

どうぞ。

○坂本委員 確かに精神のほうも病院で考えればそうなりますし、それから知的なんかもそうなんですよね。この前の調査票を見ておりましたら、知的の場合は234名くらい入所施設におりますということだったんですが、アンケート調査をやりますと約半分近くの人が別のところに、町田市以外に住んでいると。だから、そういういろんなデータをもう少し詳しく出してもらわないと、例えば精神関係に関しても、もう少し市役所を通して、例えば市外なんかに行っている人のデータであったり、それから大体ベッド数がどれだけ減ってきましたとか、そうしないと何か努力しても町田市も逆に評価されるのか、あるいは精神病院のほうも評価されるのかよく分からないというような事業目的になっているんじゃないのかなと。

特に精神関係は今いろいろと資料集めをしていますけれども、何となく今の障がい者施策計画委員会のほうもどっちかというところと少し検討が足りないかなと。

それで、次というよりもこの振り返りのところで1-③の資料、これについての市の対応というか、回答なんですけれども、相談支援部会のほうで、1から施設入所、それから6、7とか、それから11関係かな、こういうのをナンバーのほうって見えますと、これ大体市のほうの回答は次期計画策定時の参考にさせていただきます、御意見として承りますとかこういう返事なんです。だから、これ本当に検討しているのかどうか、この辺をもう少し教えていただきたいなど。

例えば3-1で、施設入所者の地域生活への移行、それから対応システムというのもそうですね、6番の精神障がいに対応した地域包括システムの構築と、なぜ目標達成に至ってないのか分析を記載すべき、市の関係部署との協議の在り方について検討に至ってないのか、至っているのと。これは協議の場の一つの疑問の話だと思うんですね、協議の設定というのかな。だから、こういうことについての次期計画策定の参考にさせていただきますというんだけど、いつもは大体参考にさせていただきますからあまり次に進んでないのかなという感じがあります。

○岩崎会長 すみません、資料1-③について個別にちょっと今日検討する時間がないと思うんですけれども、できれば審議事項のほうの議事の3に時間を割きたいんですけれども、個別に関しては直接事務局のほうに御質問なりしていただくということでよろしいでしょうか。

○坂本委員 はい、分かりました。

○岩崎会長 申し訳ありません。ほかの委員の方、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。ウェブ参加の委員もよろしいですか。

そうしたら、報告事項の2番目に移りたいというふうに思います。

次期計画の策定状況についての報告、(1)次期計画第1章計画の基本的な考え方についてに移ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○後藤主任 事務局の後藤です。よろしくをお願いいたします。

事前に送付いたしました資料2と、本日机上にて配付させていただいた当日配付資料2をお手元に御用意いただけますでしょうか。

こちらのまず当日配付資料2のほうを御覧いただければと思うんですけれども、協議会のほうと計画部会のほうで、これまでどのような経過で計画のほうを策定してきたかという検討経過のほうをざっくりと載せております。

まず、メインで計画策定を進めております計画部会のほう、この表の右側になります。4月の第1回計画部会は書面会議になってしまったんですけれども、そこから始まり、計画部会の作業部会ですね、細かい数値のサービスの見込み量等を検討する、数値の細かいところを扱う作業部会というものがございまして、それを合わせて計画部会3回と作業部会2回の5回計画部会のほうで検討を進めてまいりました。

また、協議会のほうでも4月の第1回協議会、こちら書面会議になってしまったんですけれども、ここと、あとは書面会議で集めた意見を協議会代表会議というところで各部会の部会長と、協議会の岩崎会長とで、代表者で意見のほうのすり合わせ等を行ってきておりました。

この中で、計画の構成について、計画の基本理念、施策の柱について、また、昨年度行った町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査結果について、この中からどのような現状や課題が読み取れるのかというところで、そこから導き出したのが「分野別の課題と施策について」という第3章となっています。その分野別の課題と施策についても各委員から御意見をいただいていたかと思えます。

これまでのそういった検討経過をまとめまして、本日資料2として御用意させていただいた、計画の基本的な考え方にまとめさせていただいております。内容については一度お送りして、この基本理念のところですか目を通していただいているものかなとは思いますが、この基本理念の「いのちの価値に優劣はない」というところ、この文言について書面会議一前回の4月24日時点の書面会議の中で、言い方を肯定的なものに変えられないか、いのちの価値に優劣はないという否定形から肯定的な言い方に変えたほうがいいのかというような意見が出ました。代表会議の中で、改めて計画部会で検討するよというお話を岩崎会長か

らいただきまして、改めて計画部会で検討いたしましたところ、やはり言い方等は残したほうがいだろうというところでも変更しないことになりましたので、今回こういった形でお出しさせていただきます。

また、これまでの検討結果で協議会、計画部会だけ当日配付資料には載せさせていただいていますが、適宜各相談部会ですとか、就労部会にも関連する部分については意見をいただきまして、各専門部会の意見等も入れながら検討しているところでございます。

詳しい先ほどの基本理念のところ、計画部会の検討経過については、この後、小野部会長から御説明いただければと思いますので、資料の説明としては以上にさせていただきたいと思えます。

○岩崎会長　じゃ、小野部会長、お願いいたします。

○小野委員　小野です。今、事務局から説明をしていただいた次期、次の福祉事業計画の基本理念と、その施策の柱のところなんですけれども、否定的なというか、否定で入るというよりも、もう少し肯定的な表現でということだったんですけれども、これは計画を策定した当初からずっと掲げている理念であり、かつ津久井やまゆり園事件が一つの象徴的な事件なんですけれども、あれが裁判で判決が出て極刑が下されましたけれども、あの事件の背景やその要因とか、何も判明していないとか、真相は明らかではない。最後の最後まで犯人、植松の主張が、あのゆがんだ考え方が、重度の障がい者は幸せをつくらないという、その主張を一貫して最後の最後まで貫いていたということ踏まえても、やはりこの命の価値に優劣はない、つまり命に優れた命と劣った命はないんだということは大事にしよう。

特にあと、今回の昨年の町田市で初めて行った障がいのある人たちの生活実態、困り事の調査においても、特に障がい福祉の支援を受けていない精神の方や発達障がいやそういった人たちも含めて、特に支援を受けていた人もそうですが、差別を受けたとか、やっぱりそういう排除されたという気持ちを強く持っている人が多かった。

そういった点からも、特に福祉の支援につながっていない人たちでも、やっぱり福祉の支援の情報を得たい、あるいはつながりをつくりたいというような、あるいは働く側につながりたいという声がたくさんありましたので、やっぱり生きることの価値とか、生命としての価値と生活、人生の価値とか意味をこの計画の中で大切にすることを確認をしています。

あと、重複しますけれども、2ページの目指す社会像については踏襲して、今回基本視点の大切な考え方として3ページに入れていますけれども、これを大切にしたい考え方という強調

にして計画を昨年の実態調査を生かして取り組むと。

最後の4ページに、今度新たにこれはもう絶対ここを実現するぞと、計画の中でそれぞれ具体的な施策や細かい施策の目標があるんですけども、特に基本目標の1と2、ここを絶対というか、握って離さないというか、ここを本当に大切に実現していく計画として実効性のある計画にしていこうというような考え方で討議をしてこういった内容になっています。

○岩崎会長 今回の御説明、御報告に対して、何か御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ウェブ参加の方もいかがですか、よろしいですか。

どうぞ。

○青山委員 就労・生活支援センターLet'sの青山です。

今説明いただいて、3番の基本目標で目標1と2とあるんですが、それまでの並びからすると、1と2の順番というのはこの並びでいいのかなとちょっと思ったんですね。ただ、順位としてどちら、大きさ等も考えてこれでもいいのかなと思ったんですが、ほかの並びからするとちょっと順番変えるほうが、受け取る側の人からするとそのほうがずっと入って読みやすいのかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○小野委員 ありがとうございます。特段1だから1番、2番だから2番目のという意味合いはさほど持っていませんでした。ただ、今御指摘があったように1、2と並べてしまうと第1位、第2位と順位づけに見えてしまうかもしれないので、ちょっとそこは工夫したいと思います。

確かに2のほうが包括的な課題だし、後ほど説明する障がい者計画の策定に向けての計画の中でもここは絶対に重点になってくるので、それを踏まえると上の目標1のところ具体的な施策というか、地域で知的障がいであれ、身体障がいであれ、精神障がいであれ、難病であれ、発達障がいであれ、地域での生涯にわたっての暮らしを支える仕組みということが具体化する、そういうふうな関係性で言えばちょっと逆にしたほうがいいかもしれないですけども、ちょっとそこは工夫したいと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしたらここで休憩に入らせていただきたいというふうに思います。今、私の時計だと21分なんですけれども、30分まで休憩という形でよろしいでしょうか。

挙手が挙がっている、すみません、堤さん、どうぞ。

○堤委員 すみません、今の議論についてなんですが、直観として1番目の地域での暮らしを生涯にわたって支えるを目標1にぜひしておいてほしいと私は強く思うので、理解を促進し、差別解消を図るというのは、本当に生涯にわたって支える仕組みというのはいろんな人のすごい悲願だと私は思っているのですが、これは2番目に持っていけないでほしいと意見をぜひ言いたかったです。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員 大きい2番、基本視点の視点(1)の2行目から3行目なんですけれども、基本的には障がいの社会モデルに基づいて、キーワードが例えば環境とかが出てきているんですけれども、一つ残念だなと思うのが2行目から3行目にかけて、「難病などによって」とこの「よって」という表現があることによって、結局社会モデルが環境に原因だではなくて、結局難病が原因でいろんな生きづらさを感じてしまっているみたいな読み方ができてしまうので、多分ここは手帳を持ってない人たちも含めてという文面なので、例えば難病などの方を含めてとかにして、何々によってという表現はここで使わないほうが社会モデル的でいいのかなと感じました。

以上です。

○岩崎会長 それは表現を少し検討いただくということでもよろしいですか。

○谷内委員 はい、意見としてお願いします。

○岩崎会長 そしたら、ここで休憩に入らせていただきたいと思います。先ほど9分と言ったんですけれども、すみません、7分休憩ということで、半再開ということでよろしいでしょうか。30分再開とさせていただきます。

(休憩)

○岩崎会長 それでは、再開をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、(2)分野別の課題と施策についての障がい者計画部会からの意見についてに移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○後藤主任 事務局の後藤です。

お手元に先ほど使用しました資料2と、あと資料3のほうを御用意いただけますでしょうか。

まず、資料3、こちらが次期計画の第3章の分野別の課題と施策(案)というふうになって

おります。こちらが、6月11日付で各協議会、各部に意見を募集させていただいて、そのいただいた御意見を踏まえて市役所の関連部署との調整を行いまして、修正とか記載の追加ですか、そういったところを行ったものが資料3になります。下線が引いてあるところが今回修正入れたところ、そういった形になっております。

改めまして、この資料3の見方なんですけれども、現状と課題から、それから主なとりくみですね。主なとりくみで④というふうについている取組があるかと思うんですけれども、この④となっているところが重点施策というところになってくるんですが、重点施策を選んだ基準、それが先ほど資料2の4ページ、取組の大きな柱、基本目標として挙げさせていただいた2つの目標、地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる、目標2、障がい理解を促進し差別を解消する。この2つの大きな柱に関連する取組を重点という形で今回選んでおります。この大きな柱に据えたところを各分野について特に重点的に行っていくんだというところで重点に選んだというところ、そういったところになっております。

この資料3について、先日、先に計画部会のほうでも御意見をいただいております、そちらが当日配付資料1、今日お配りした当日配付資料1の分野別の課題と施策についての障がい者計画部会からの意見一覧というところになっております。

事務局から資料の説明については以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

計画部会の検討状況について、小野部会長から御報告をお願いします。

○小野委員 小野です。

お手元の資料、今、事務局のほうから説明がありましたけれども、次期計画第3章の分野別の課題と施策（案）、資料3ですね、その表紙を見ていただきたいんですけれども、先ほど説明させていただいた計画の基本理念とか方針とか柱とかというのはこの第1章に当たるんですね。第2章で障がいのある人の状況、特に昨年の実態調査のデータなんかも反映させながら構成していくと。そして、第3章が障がい者計画と障がい福祉事業計画をドッキングさせた形で今回見直しの検討をしているところです。

障がい者計画というのは、今日例えば防災の担当課長さんに出席をしていただいたり、オリンピック・パラリンピックの担当の課長さんに参加していただいているように、障がい福祉課を超えた全庁的な計画、だから第3章の3-1、学び、文化芸術、スポーツ、このスポーツのところオリパラに関係するのか、あるいは第3章の生活環境、8のところ、ここが防災に関連するところ。議論の内容は後ほど紹介しますが、併せてこの第3章の中の福祉に関わる施策

については、先ほど資料説明をしていただいた資料1-④、坂本委員に精神障がい施策についての細かな伸び率に対して地域移行との数字の読み取り方について質問をしていただきましたが、この資料1-④の町田市障がい福祉事業計画の2019年度の実績資料は結構重要な資料なんです。町田の福祉施策の居宅のホームヘルプサービスや、就労の支援施策や、通所の日中活動支援や、あとグループホームの全ての数字が入っていますから、ここから次の福祉事業計画でどういう成果目標と見込み量を立てるかという検討を今、計画部会で行っています。

個別の意見では、このお手元の資料、当日配付資料の1に、先日の計画部会で出された意見が、その特徴的な意見が列記されています。例えば、難病施策については、本当に国レベルでもまだ施策の検討状況にある中なので、国の施策の検討を踏まえながら市の計画づくりを見極めなきゃいけないというような議論がありました。

ただ、もう少し具体的な点で言うと、この当日配付資料の1のところで言うと4番、資料3で言うと10ページ、4番と7番、地域生活支援拠点という、これは国が成果目標として立てなさいと、地方自治体に義務づけているというか、課している施策になります。

先ほど坂本委員が質問された精神障がい者、この資料ですね、資料3の11ページのところで、精神障がいのある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行うとともに、障がい者支援センター及び市内精神科病院との定期的な連携を図ります。これを重点施策にしましょうということ(重)にしてあると。

その上に、併せてこれも重なってくるんですが、もう一つ重点課題、地域生活支援拠点等の整備及び充実を図り、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるような支援体制を構築します。

これが国が示している成果目標で地域生活支援拠点の整備をなさいと。地域生活支援拠点とはその一番下に米印で説明してありますが、要するに機能としては相談、緊急時の受入れ、体験の機会の場合、専門的な人材の確保・養成、地域の体制づくり、この5つを規定しているんですね。

ただ、実はこの地域生活支援拠点をどこそこに整備しますという計画を立てたからといって、国から特別な補助金が出るわけじゃないんですね。今までモデルで実施していたところでも途中で打ち切られているんですね。町田市としては、今、相談支援部会でこの地域生活支援拠点については、5つの障がい者支援センターの特に相談機能の強化を図るということ(重)を重点に地域生活支援拠点の整備を図るという重点目標、重点課題に位置づけていると。

ただ、そこは後ほど佐藤委員や堤委員のほうから相談支援部会でどんなふうな議論をされて

いるのか報告をいただければと思いますが、計画部会ではそこはすごい関心事として出されて
いました。

それから、当日配付資料1の8番、資料3で言うと40ページですね。これが計画部会ではも
う今度の次の計画での目玉だろうということで積年の課題だったんですけども、御存じない
方もいらっしゃると思うんですが、差別解消法というのが施行されて4年たつかな、東京都で
も条例が制定されています。これは国に法律があれば全て、日本のどこにいる障がいのある人
でも差別を解消することができるかというところではなくて、それを都道府県、市町村の条例
とかみ合わせて実効的な施策にしていくということで、今回ようやく40ページで今度の計画
でこの障がい者差別を解消するための条例を町田市としても計画の中で具体的に盛り込んで策
定していくと。

これを策定することによって比較的網羅的な、差別解消というところと段差を解消するとか、窓口
でのサービス提供での情報提供とかで差別を解消するところかと思いがちですけども、もっと幅
広いんですよ。もっと幅広い差別の定義と、その解消と合理的配慮、そこを条例づくりで具体
化していくという点では、今度の計画の中でやはり目玉になってくるだろうというふうに思い
ます。

ただ、ちょっと今日は防災課の課長さんが参加していただいているのでぜひ見ておいていた
だきたいんですけども、既に御覧になって課内では検討していただいていると思うんですが、
33ページからが生活環境と安全・安心の計画です。

先日の熊本の球磨川の八代の氾濫でも、本当に障がいのある人たちの事業所、作業所やグル
ープホームや、それから保育所、放課後とデイサービス、ことごとく被災をしています。あそ
このテレビで何回も報道されている特別養護老人ホームは、結局再開のめどが立たなかったで
すね、閉鎖になるということで。被災地では結局コロナで、ニュースでもやっていますが、熊
本県以外から支援に行けない。一方でGO TOキャンペーンやっっているながら、何でボランテ
ィアだけは行けないんだろうと疑問に思うところがあるんですが、ただ、この36ページで幾つ
か重点施策が出ています。いろいろ議論してきているんですけど、これまでも。ただ、重点施策と
しては災害時や緊急時に障がいのある人の特性に配慮した支援や情報伝達が行えるよう体制を
整えますということを重点として確認して検討しているんですけど、例えば検討の部会の中では
避難所にまず集中するわけですね。そこから福祉避難所に障がいのある人たちが、あるいは障
がいがある人というのは身体だけじゃなくて、精神や自閉症や様々な障がいのある人たちが福
祉避難所に、二次避難所に行くという仕組みにはなっています。けれども、一番身近なところ

に逃げるんです。そうすると、何回もこの議論をしたんですが、一次避難所で、精神だろうが、発達障がいだろうが、知的障がいだろうが、身体障がいだろうが、どんな障がいがあっても、とにかく一次避難所で1週間暮らせれば次の避難所につながられる。そこでの合理的配慮というか、障がいへの配慮が避難所にあると、その重点施策の次の2行目のところなんですね、ポチの。一応そういう議論を経ながらここはそういう計画づくりにしてきています。

もちろん今日オンラインで参加している堤さんなんか、豪雨のときに、とにかくニュースや、あと町田の放送でも、とにかく命を守る行動を取ってくださいという報道はされるんだけど、放送もされるんだけど、重度の身体障がいの方で独り暮らしをしていて身動きが取れない人は、どう考えたって命を守る行動は取れないんですよね。どうしたら命を守れるのか。結局ヘルパー頼みになる。そこは防災ではないんだろうかというのも意見としては出ていましたので、ぜひ今後の検討課題として重視していただきたいなと思って発言させていただきました。

以上です。

○岩崎会長 今の御報告に対して御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○坂本委員 さるびあ会の坂本です。

今、小野部会長から説明ありました暮らすことというのは、資料3の8ページ、9ページ、10ページ、11ページというところに載っておりまして、まず、この障がい者の地域で暮らすことという真ん中にあるところから6行目ぐらいに、市内で今後6年間で新たに300名以上の障がい者が50歳に達しますと、こういう資料を出していますね。そして、この資料というのは知的障がいだけなのか、それとも精神障がいも入っているのかどうか、そういうところの一応検討事項。

それから、3つくらいなのかな、もう一つは相談部会で、これの資料の21ページになりますが、19ページにもありますね。それで、19ページの一番下に、高齢化した親が中高年の引きこもりの子供を支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されますと。これは80・50問題という形で表現していますけれども、こういうところを見て、これは全部精神、知的と分けてはいないのか、それとも何の一応データでこういう話になってきているかというのが一つの質問です。

それから、もう一つは、今の資料3の11ページのところですが、先ほど重点ということで、精神障がいのある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行いとして、障が

い者支援センターと市内精神病院の定期的な連携を図りますと。これは5期でずっと出していた方向性、施策なんですね。それで、この目的は、この上の段にある保健・医療・福祉分野の協議の場を設定しますというのが目的で、そして何でここにまた重点で相談支援センターと市内精神病院の定期的な連携を行いますと。これは前回からずっと続けてやっている話なんですね。目的が協議の場の設定だったはずなんですよ。これがこのところの重点になるというところがよく分からないと。

ちょっと説明してもらって、それから後で、あともう一つ。

○岩崎会長 多分それは今日の議事の3の中身になっていると思うので、ちょっと今はまだ報告事項2-2のところですので、今やっているのが。ですので、ちょっと議事の3のところ、今の御質問を含めてもし答えられるところがあれば、議事の3の事務局からの説明で答えていただければというふうに思います。

2-2の今の障がい者計画部会からの意見について、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら今のこと、坂本委員からの御質問も含めて議題の3に入っていきたいと思います。

3、議事、次期計画第3章、分野別課題と施策についてに移ります。事務局から資料の説明と、あと、できれば坂本委員からの質問についても答えられる部分があれば教えてください。お願いします。

○福永主任 事務局の福永です。それでは、3の議事のところについて先に説明をさせていただきたいと思います。

ここからが、本日参加している各関係部署にも関係しているところになりますけれども、6月の中旬に協議会の委員さんと同時並行で、各関連部署ともこの内容の文案を確認し、この間、いろいろ調整をしながら文言の修正だったりとか、重点施策の取組を変更するなどしてきています。

全庁的に取り組んでいく計画なんですけれども、取組に関連のある部署全てが今回参加するとなると相当な数になってしまうので、今回は重点施策、先ほどから申し上げている㊦と印がついている部分、そちらに関連のある6部署が参加しております。

具体的にどの部署がどの分野に関係あるのかというところを簡単に説明させていただきます。

まず、資料3の6ページ、御覧いただけますでしょうか。こちらが、3-1の学び、文化芸術、スポーツ活動というところになりますけれども、この重点施策のところ、具体的な事業の部分はまだ空欄になっているので、具体的にどの部署がどんな事業に取り組むのかというのは

まだ決まっていません。ただ、この重点施策に引き上げる取組の方向性ということで今回関連の課が参加していますけれども、最初の障がい者スポーツの普及啓発を通じて障がい理解を広げていくというのがオリンピック・パラリンピック等国際大会推進課になります。その下の社会教育、生涯学習のところですね、こちらが生涯学習センターになります。

続きまして、飛んで3-4になるんですけれども、相談すること、こちらは20ページになります。こちら重点施策ということで2つありますけれども、その下、課題を抱え、孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援などというところについては、障がい福祉課も絡むところはありますけれども、ひかり療育園が関連しています。

続いて、飛んで3-6、保健・医療のことについて、こちらは27ページになります。医療機関への障害者差別解消法の周知とか合理的配慮、こういったところの協力を求めていくという、こちらについては保健総務課になります。

続いて、3-7、情報アクセシビリティのこと、こちら31ページですね。情報のバリアフリーということで、市役所の窓口だけではなくて、様々な場所でコミュニケーションを取りやすくするように制度やツールなどの普及啓発、こちらについては関連部署が福祉総務課となります。

続いて、3-8、生活環境と安全・安心のこと、こちら35ページですね。先ほど小野委員のほうからお話がありましたけれども、こちらは取り組む内容が各課をまたがっているので正式には一次避難所は防災課だったりとか、あとは避難時の要配慮者の名簿のことは福祉総務課だったり、また、二次避難所関連だと障がい福祉課が絡んできます。今後どこの課の事業を選択するのかというところはこの後の検討になります。

あと、それぞれほかの分野にも関連してくる取組というのが出てきてはいるんですけれども、今回は重点施策ということで挙がっている関連部署として説明いたしました。この後、どの部署がどの事業をどういう目標設定で取り上げていくのかというのは、今日の協議会でこの重点施策の方向性が固まった後に検討していくような形になります。

現在の計画では、重点施策、実行プランという取組は全部で60件ほどあったんですけれども、次期計画は2つの計画が1つにまとまっているというところもあったり、しっかりと進行管理していくという面もありますので、この重点施策の数を大分絞っております。

ですので、現在の計画に載っている事業が次の計画では載らないというようなところも多分お感じになるかと思いますが、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

今回、第3章の文案について意見交換をお願いしたいんですけれども、できればこの重点施

策、⑨となっているところの方向性について、これを重点としていきたいと、そういったところについて中心的に御意見いただきたいと思います。

本日担当課は出席していない、その他の部分についても御意見をいただいた場合は、事務局のほうでそれぞれの事業の担当部署にお伝えさせていただくというような形になります。よろしく願いいたします。

以上です。

○後藤主任 すみません、事務局の後藤です。

ちょっと補足なんですけれども、今取組の方向性について、特に重点のところについて御意見いただきたいというところなんですけれども、今回の話では、具体的な事業の内容までは検討はまだ行いません。具体的に今までの実行プランとしてつくっていたような重点施策、事業名とどこの課がやるのか、どんな事業をやるのか、あとは目標値、そういった細かいところについては今回方向性を確定した後で、8月以降の計画部会等で話し合っていきますので、具体的な事業の数値等についてはまだ話し合わないというところで補足としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○岩崎会長 とすると、今日議論すべきなのは、重点のこの方向性でいいかどうかということについていろんな御意見いただくということですね。

○後藤主任 そうですね。

○岩崎会長 坂本委員からの質問について答える部分があれば教えてください。

○中島課長 事務局、中島です。

まず、1点目として、11ページ、主なとりくみのところで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という欄の中で、2番の重点、同じようなものが重点になっているんだけれどもということがあったんですけれども、実は今回の実態調査の中で、特に精神障がいの方でサービスを使いたいと思っているけれどもサービスにつながっていないという方が非常に多いデータになっておりますので、特にこの重点の中では、重点と書いてあるところの1行目から2行目、地域で生活するために必要なサービスの周知を行うとともにというところで、精神障がいの方、あと精神疾患の方に、本来サービスを使ったほうが地域の生活がもう少し暮らしやすくなるという人たちに、どのように周知を行っていくのかというところをちょっと重点にしたいという思いがありまして、同じような文言なんですけれども、趣旨としてはそういった背景で重点とさせていただいております。

○後藤主任 すみません、8ページの暮らすことについての御質問について回答させていただきます。

まず、障がい者の地域での暮らしの1つ目のポツ、81.2%が家族と暮らしておりというところは、これは実態調査から出てきた結果になっています。

2つ目の新たに300名以上の障がい者が50歳に達しというところは、これは知的障がい者の統計から出したデータだったかと思います。手帳所持者数等を基に出したデータになっております。

それから、ちょっと飛んで3-4の相談すること、19ページ、一番下のポツ、下線部、高齢化した親が中高年の引きこもりの子供を支える世帯でどこにもつながらず孤立しているケース、これは委員さんからいただいた意見の中で、実際に対応するケースの中でこういったものが多くあるというのが実感としてあるので、ぜひこういったところを入れていただきたいというような御意見いただいて、80・50問題というところは全国的にもというか、厚労省等のデータでも指摘されているところですから、国の動向ですとか、あとは委員さんからの意見も踏まえて一文追加したというところになっております。

○岩崎会長 よろしいですか。

○坂本委員 内容的には大体分かりましたけれども、精神障がいの、これは11ページのところですけれども、㊦のこれは障がい者支援センターと市内の精神病院との定期的な連携、これはもうやっているはずなんですよね、かなり。それで、医療連携のところでこれは進めているはずですし、そうすると何でこの障がい者の施策のところで一番重要でした協議の場の設定というんですか、この上の段の保健・医療・福祉分野の協議の場、これが何で重点じゃなくなったのか、この辺の説明もお願いしたいと思います。

あともう一、二あるんですけれども、引きこもりの資料3の19ページ、高齢化した引きこもりの子供を支える世帯で、町田市障がい福祉課と、それから保健所が引きこもりについては医療に係らなければ保健所に行ってくださいと、医療に係っている場合は福祉で受けますと、何か分けているんですよね。何でこれ分けなきゃいけないのかなと。

普通困り事の相談でしたら、福祉にしろ、保健所にしろ、一回試してみたわけでもないんですが、保健所へ行って見て聞いてみたら、やっぱり振り回しというのか、そういう感じになっていますね。だから、この辺を何でこれ分けなきゃいけないのか。それでましてや町田市は、八王子はやり出しているんですね、保健所と一緒にした設置市になっていますから、保健所の設置市で。今までは多摩総で全部済んでいた、それが全部町田市へ全部独自でできるように

なってきた。そこまで来ているんですから、もう少し何かこの辺のところを考えてもらいたい。

特に80・50の引きこもりというのは、今全国的に大体61万人くらいおられます。それで、これが去年かおとしあたりに起こった農林水産事務次官の話なんかで、だんだんそこまで家族では、なかなか精神の場合、持ちこたえられなくなってきつつあるのが、それが80・50の問題ということで今、問題提起されているんですね。そうすると、この相談先がほとんどはねられているのが今の大体现状なんです。だから、もう少し福祉のほうと保健所とこの辺を協議してもらって、そういうところに対応できるような体制を取ってもらいたいということでこういう質問をしております。

○中島課長 事務局です。

すみません、坂本さんの御意見としては、今回の今の議題の場で、先ほどの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということに関して、そちらが重点じゃないかというのは御意見としてももちろん承らせていただきます。事務局で最初のほうで説明させていただいたように、取組の大きな柱、地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みと障がい理解を促進し、差別を解消するというような柱に併せて、特に今回初めて実態調査をしたので、その実態調査の声などを中心にどれを重点にするかというのを事務局等で出させていただいているので、今のような御意見をいただいて、やっぱり上のほうが重点じゃないかということは御意見としてこの場では伺わせていただいて、また計画部会等でこういった御意見を伺ったことを受けて、どこを重点にするかは決めさせていただければと思います。

あと、引きこもりのことについても御意見としてはいただきましたし、福祉と保健の検討の場は、今年度中には何らかの形で立ち上げることをちょっと調整をしているところですので、そこで多分そういった御意見いただいたようなことは確かな課題ということで承らせていただいて、ただ、今ここでそれをどうしたらいいんだということは、ちょっとお返事がしかねるので、またそこは改めて御説明できる機会にお伝えできたらと思います。

○岩崎会長 中高年の引きこもりの問題、本当にすごく重要なことで、やっぱりこれから物すごく大きな社会問題になりますから、やはり市としてもワンストップで対応できるようにぜひ組織づくりを検討いただければと思います。

ほか、内容についていかがでしょうか、この3章の内容について。

じゃ、先どうぞ。

○馬場委員 社会福祉協議会の馬場です。

今のにちょっと引きずっちゃうんですけども、この19ページの一番下の下線があるところ、これが現状と課題にあって、21ページの主なとりくみのところではそれを受けての答えというんですか、現状と課題とそれを認識しての主なとりくみというのは、この2つ目の重点のところではそれを受けているというふうに読むんでしょうか。

○後藤主任 事務局の後藤です。

そうですね、今おっしゃっていただいたように、2つ目の重点の課題を抱え孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援を行っていきますというところがその課題を受けての取組というようになっています。

○岩崎会長 その点も少し表記も考えたほうがいいかもしれないですね。必ずしも引きこもりの人と障がいを持っている人たちだけとは限らないので、潜在的な問題もあると思います。

そうしたら、ネットで手を挙げられている堤委員のほうからどうぞ。解除しました。

○堤委員 重点目標の暮らすことという11ページに関連してなんですけれども、ほかの計画の振り返りのほうでも相談支援部会のほうでは重度の人に向けてのグループホームというのがかなり出ていて、それはかなり大きな課題だと思っているんですけども、精神の方のグループホームは増えてきたというお話が先ほどありましたが、重度の障がいを持つ人たちのグループホームはまだなくて、市のほうとしても資料1-③のほうでは積極的に勧奨していますというお返事だけしかないんですが、もちろんこの暮らしの中で地域生活拠点の整備というのはもちろんすごく重要なんですが、地域生活支援拠点というのは、今のところのイメージだと、今町田市内で暮らしている方々の様々なことをサポートしていくわけであって、施設から地域へ移行していくためには、本当に障がいを持つ人たちのためのグループホームという受け皿を用意しなかったら、多分施設から移行できないと思うんですよ。

だから、私の意見としては、やはり障がいの重い人たちのグループホームというのも重点目標に、これは前々からずっと言われていることなのでぜひ入れていただきたいと思います。

意見です。

○岩崎会長 そうしたら、谷内委員、佐藤委員の順番で行きたいと思います。

じゃ、谷内委員、どうぞ。

○谷内委員 谷内です。

17ページなんですけれども、17ページのちょうど真ん中あたりに、企業や公的機関などでの就労というところがあります。この項目の中で全てに重点つけなくてもいいと思うんですが、ぜひここでつけていただきたいのが3つ目の2021年度から開始するという市役所における障が

い者雇用の取組をぜひ重点課題にさせていただきたいなと思っています。

冒頭で説明いただいた資料1-①の中にも、たくさん職員課の方たちの御回答もたくさんいただいていたし、先ほど基本目的の2つ目、障がい理解を促進しというところにもまさに一致する課題かと思いますので、御検討いただければと思います。意見として申し上げました。以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。

資料の21ページ目のところにあります相談支援体制の重点目標の1点目の丸のところです。障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続き取り組んでいきますというところが、やはりこれまでの相談支援部会の議論も含めてですけれども、少し弱いといえますか、印象が、イメージがしにくい文章かなというふうに思っています。

やはり委員さんからも、各エリアの課題を共有する、市全体で障がい者支援センターの力の向上も含めて、連携力がやはり足りないということが非常に課題になっていて、なおかつ地域の課題を吸い上げるシステムが少ないということも少し障がい者支援センターの取組の中ではいろいろと課題になっているようですので、そこも含めて各エリアの課題を市全体で共有する仕組みづくりも含めての障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上というところをちょっと書き込んでいただければうれしいかなというふうに思っております。以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら、フロアでの参加者の方がいかがですか。

じゃ、先生。

○森山委員 すみません、町田の丘学園、森山です。

当日配付資料1の障がい者計画部会からの意見の1番目、私、計画部会なので私が書いたんですけれども、重点項目を今回絞ったというところもあって、理解・協働のところの人材対策、それと日中活動のところの人材対策のところ、ほぼほぼ同じ回答がここに出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ちょっとニュアンスが違うのであれかもしれないんですけれども、そういうことを考えるとちょっと違う切り口で重点項目にしてもいいのかなというふうに思いました。第5次ときは優先調達です。今回人材対策、同じ理解・協働のところでも人材対策があるということを考えると、ちょっと検討していただけないかなというふうに思いま

す。

ナンバー6番目でもニーズを満たせる場が必要だという意見もあります。つながりを持てる場所、多様な日中活動の場というところ、そういうところを検討していく必要があるのかなというふうに感じました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

じゃ、どうぞ。

○青山委員 青山です。4点ほどあります。

まず、5番の家庭を築くこと・家族を支えることということで、23ページ、24ページのところに書かれていますレスパイトについてなんですけど、もちろんこれ重点施策ということで賛成なんですけれども、ぜひ今後、数値目標をきちんとここは入れていただきたいなと思います。就労支援をふだん行っている中で、御本人、御家族等からこういった相談が非常に逼迫して出ているケースが非常に身近に感じられていますので、ぜひここは数値目標を入れていただきたいというのが1点でございます。

それから、ちょっと前に戻りますが、4番の相談することというところで21ページに書かれていますけど、こちら重点目標にはされていないんですけど、2つの重点目標のすぐ下に中ポツがあるんですけど、基幹型支援センターというのが書かれています。ぜひ町田市の今行っている基幹型センターとしての役割というのを、今、障がいの5センターがあると思うんですけど、位置関係をここに書かれている以上に、技術的助言、関係機関との連携といった以上に位置づけをきちっとしていただいて、基幹型センターとしての役割というのを明記していただきたいと思うのが1点でございます。

それから、3番の日中活動・働くことの項目なんですけど、17ページのところになります。これは1つ質問も含めてなんですけど、先ほどから意見が出ておりましたが、町田市での障がい者雇用についてということで、本当に40万を越す市ですので、いろんな業務内容はあると思います。本当に就労支援、仕事の切り出しというのも我々お手伝いをふだん企業さんに対してやらせてもらっているんですけども、本庁以外も含めて障がい者雇用というのを考えられているのかどうかというのが一つ質問したいところです。

そして、最後ですけれども、同じページのところになります重点2つ目ですね、障がいのある人の就労と働き続けるための支援をより一層進めますとなっていますけど、とても抽象的というか、具体策が載っていないので、これはほかのところも幾つもそういう項目があるんで

すけれども、ぜひこういったところに具体策を入れて、これちょっと私の法人で特に検討しているわけではないんですが、こういったところ、例えばうちの法人でまちプラで市から受託させてもらっているんですが、ここ一、二年、ハブ機能というのを目標の中に入れてもらっていて、福祉に障がいの方が入ってくる、居場所として適切な方、そして少人数から活動を始めてステップアップを目指していく方、生活介護はB型、就労に向けて、いろんな方がいらっしゃるんですが、そういう活動を通じながら次へ渡していくという、そういう目標を掲げていたんですが、やはりいろんな事業所さんと、次、第4章で計画の実現に向けてとあるんですが、ぜひここを検討する段階で、こういう計画に対して各事業所が、この計画を基に何か事業計画と連動していけるような、そういうアプローチというのを盛り込んだものをつくっていただけるといいのかなと思います。ちょっと怒られてしまうかもしれないんですけども、各法人さんからは、ぜひそういうことをやると生きてくるのかなと思いましたので、よろしく願います。

○岩崎会長　じゃ、質問のところに対して事務局のほうからお答えいただけますか。

○福永主任　すみません、事務局の福永です。

まず、就労の部分、3-3の日中活動・働くことの部分でいただいた御質問にまとめて回答させていただきたいと思います。

まず1つ目、資料のページの順番から行かせていただきたいんですけども、1つ目の17ページのところですかね。森山委員からいただいた重点の取組がかぶっているところなんですけれども、重い障がいのある人を受け入れていただく事業所を増やしていこうというところは、確かにとても重要なところで、喫緊の課題かと思うんですけども、市としては、施設の事業者さんに開設を勧奨していくというところぐらいしかやりようがなく、例えば事業所が増えるように補助金を出しますとか、そうなってくるとなかなか財政的な部分でも、正直言って厳しい部分もあって、取組でできることとして人材対策を取り上げたという経緯がございます。

あと、続いて17ページの真ん中から下のほう、町田市役所の障がい者雇用のところを重点にさせていただきたいというところなんです。今回参加していないですけども、職員課のほうと調整をしまして、今同じタイミングで職員課も計画を策定しているところなんですけれども、町田市障がい者活躍推進計画という町田市役所における障がい者雇用の拡充だったりとか、障がい理解とか、障がいのある職員の相談支援体制とか、そういったところをこれからやっていくというところなんですけれども、具体的にどんなことをやるのかというのがまだ計画の策定段

階で、計画期間が始まってから5年をかけて取り組んでいくというところになるので、重点施策に引き上げて具体的な数値目標とか、具体的な細かい進行管理をしながらの目標というのが、ちょっと今の段階ではなかなか難しいというようなお話もいただいているところです。ただ、市役所の障がい者雇用は重要という点については、事務局としても認識はしております。

あと、町田市の市長部局以外の障がい者雇用のところなんですけれども、例えば病院だとか、あと学校教育部とか、過去に御意見いただいたところは各部署に共有をさせていただいていますが、身体障がい以外で知的障がい者雇用といった取り組みは市長部局以外では今のところは実施していない状況です。

○中島課長 事務局です。

21ページの今、基幹の位置づけを明確にしてというところで御意見をいただいたかと思えます。一応相談支援指針等にも基幹とセンター及び障がい者支援の事業所の役割というのは書かせていただいたつもりなんですけれども、やはりそういった御意見の明確さというのが、どう書くと一番具体的になるのかなというのは、今度地域生活支援拠点のところでも同じく基幹であったり、センターであったりの役割をもうちょっと詳しく書かせていただこうと思っておりますので、重点にする、しないにはかかわらず、今の御意見はそういったところで参考にさせていただければと思います。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。

○福永主任 すみません、事務局の福永です。先ほど回答し忘れがありました。

17ページのところの青山委員からいただいた取組ですね、重点の、障がいのある人の就労と働き続けるための支援をというところで、あえて抽象的に書かせていただいている、重点施策に引き上げて、具体的にどの事業をやるのかというところでより具体化していくというような形で今考えたいと思っております。

以上です。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。

ほかいかがですか。

どうぞ。

○坂本委員 坂本ですけれども、ちょっとしつこいようなんですけれども、資料3の11のところ、先ほど中島課長さんからも話がありましたけれども、地域で生活するために必要なサービス、周知を行うということで、障がい者センターというのはかなり精神障がいのほうが利用ができていまして、かなり効果があると。だから、これ5年の計画の中に重点で入れる必要はな

いんじゃないかと、障がい者センターの機能というのはかなりできているというのが今の感想です。

それで、次の19ページ、相談することですね。それで質問があるんですが、相談の重点課題で「課題を抱え、孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援」というところにアンダーラインがないんですけれども、これは何か意味があるのか。

それで、今要望したいのは、逆に言いますと横浜とかほかのところでやっていますけれども、相談支援センターで、生活支援アドバイザーとか、そういう訪問するような一応サービスができているところが大分増えてきているんですよ。

それで、先ほどのまちプラなんかも精神関係のところだとケアマネジャーまでできるような本当は機能をして、相談支援センターがそういうアドバイスは全部してくれますから、それで次にやっぱり訪問まで入れる機能を本当は加えてもらえれば、ただ相談で支援しました、情報提供しましたというだけでなく実際に動けるような、そういう一つの仕組みをつくっていただきたいなど。要望です、これは。

○岩崎会長 ほかよろしいでしょうか。

若干時間が押しておりますけれども、御意見あればせつかくの機会ですのでいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

じゃ、お願いいたします、町野先生。

○町野委員 すみません、医療と保健のほうで、障がいを抱える方が安心して地域の医療機関を受診できるようにということで28ページにも出ておりますけれども、例えば高齢者に関しては、今年医療と介護の支援センターというのができましたよね。それで、高齢者支援センターとか施設の方たちと医療関係をつなげていくような組織が構築されたんですけれども、障がいのほうでもそういった医療とつなぐようなところ、センターをつくれば、設置すればちょっとスムーズに行くかなと。先ほどお話に出ました引きこもりの問題も、保健所と福祉総務課で医療につながっているか、つながっていないかで違うというようなことがありましたので、そういったセンターを設置していただけたらすごくいいんじゃないかなと思います。

私、民生委員としてやはり80・50問題というのが本当にひしひしと身につまされる部分があるんですね。昨年もちっとそういった方ずっと見ていまして、実際には引きこもっていた方が自殺をされてしまったというケースもありましたので、ぜひ今回東京都のほうでも中高年の引きこもりの支援をするという審議会を立ち上げましたので、相談コーナーもできましたので、そこへ東京のほうへ相談するというような形で今やっているんですけれども、町田市でもそう

いったことをちょっと立ち上げていただけたらありがたいなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○岩崎会長 重要な御意見ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

そうしたら、最後私のほうから少し何点か言わせていただいでよろしいでしょうか。

スポーツに関するところで7ページのところなんですけれども、近年ではオリパラの影響でスポーツは権利であるという考え方が一般的に言われるようになってきているんですね。ですから、障がいを持っていても、この1番目の重点じゃないんですけれども、何か機会の提供とかしますみたいな感じでは、恩恵としてそういう機会を広げますみたいなニュアンスに読めてしまうんですけども、そうではなくて、障がいを持っていたとしてもスポーツする権利があって、その権利をきちんと保障しましょうというのが昨今の流れですから、ぜひそういった点を強調していただければいいかなというふうに思います。

それとあと、ちょっとこれには関係していないんですけれども、今回のオリパラで調達コードがありますよね。多分、町田市でもオリパラ関連の場合にはその調達コードを守っている企業をしていると思うんですけれども、例えば人権の保障であったりとか、差別をしないとか、調達企業に対していろんな調達をする際、企業が重視しなきゃいけないコードがあるんですけれども、あれはすごくよくできているんですね。ですから、オリパラだけじゃなくて、ぜひ町田市全般の調達コードにしてほしいなというふうなことを思いました。

それとあと、資料11ページのところなんですけれども、今回の調査ですごく出てきたのが、独り暮らしをするということがなかなか選択肢に慣れていない障がいの人たちがいっぱいいたなというのがあったと思うんですね。例えば、知的障がいだったりとか重度の障がいを持っている人たちが、結果としてグループホームか施設に行くかみたいな感じの選択しかないという状況がある中で、ぜひ独り暮らしをするということが、全ての人が独り暮らしをする必要はないんですけれども、でも、それが現実的な選択肢になるようなことを何か重点化計画として入れていただけるといいのかなというふうなことをすごく思いました。

それからあと、相談することの21ページのところなんですけれども、このやっぱり重点の2つ目がちょっとまだどこまで考えられているのか分からないのが、例えば今回だと要するに問題なのは、サービスを利用してないんですけどもサービスニーズがあるという人たちをどうやって捨てるかというところがあったと思うんですね。

これは、例えばこのアウトリーチを全ての人に対してやるのかとか、それとか例えばはがき

を送ってニーズを私たちがやるのかとか、何かその人たちに対して、今サービスを利用していない人たちに対してどうアウトリーチするのかという問題とか、あと、先ほど出た80・50問題みたいな引きこもりの問題もある。いろんなものがちょっと入り込み過ぎちゃっているかなという気がするので、少し分かるように分けていただいたほうがいいのかなというような感じを持ちました。

それから、同じように情報アクセシビリティのところですけども、32ページのところですけども、市役所の窓口だけでなく云々かんぬんというのが重点になっているんですが、それを重点にするよりは、やっぱり名古屋のように障がいを持っている人たちの専用のページをぜひつくっていただいて、今、町田市のホームページで障がいのサービスを探すとか、例えばこの協議会やられているのを探すのは物すごく大変なんですよね。階層が深くなっちゃっていて、なので、やっぱり障がいを持っている人たちに対してもっと分かりやすい情報提供をまず市が率先してやるということがすごく重要なのかなということをおもいました。

それと、ちょっと戻っちゃいますけれども、さっきの11ページのところで言い忘れたんですけども、精神障がいの人、先ほどちょっと最後に話が出ていたように、市内の病院全てと連携をして、例えばそういった人たち、市内の病院の入院患者さんが、例えば長期の方が減らせられるような取組ということに対して、組織的な取組をするという位置づけにし直すというのも一つの考え方かなというふうに思いました。

ちょっと言い残しがあるかもしれませんが、まずウェブで参加されている方、ほか何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

すみません、ちょっと時間が押してしまって申し訳ありません。進行がうまくありませんでした。

そうしたら、続いてその他に移ってよろしいでしょうか。

そうしたら、ひかり療育園からの報告事項について、まずはひかり療育園からの報告をお願いいたします。

○金子園長 ひかり療育園の園長の金子と申します。お時間がないので、かいつまんでお話しさせていただきます。

ひかり療育園では、事業への民間活力導入を含めた新たな運営体制の移行について、移行時期を2021年度と定めて準備をしておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響から事業者選定をする環境が大きく変化してきたことや、利用者の不安が高まっている中でさらに負担をかけることを避け、1年延期し、2022年度へ移行ということで変更になりましたこと

を報告いたします。

○小野委員 質問です。小野です。

臨時議会の報告資料の中でその延期について報告事項としてありましたけれども、その中に市内法人でヒアリングというか、移行の聞き取りをした、市外法人で状況を把握した、結果コロナの影響で延ばす、プロポーザルの時期を延期するという報告だったと思うんですけども、その市内法人、市外法人というのは何法人聞き取ったんですか。

○金子園長 ひかり療育園の園長です。

市内の法人につきましては、市内の社会福祉法人、これまでひかり療育園が大変お世話になってきたところもありますので、市内の障がい関係の法人13法人、そして市外については32法人に対して情報提供を行っていったということでございます。

○小野委員 市外。

○金子ひかり療育園 市外は32法人に対して情報提供しております。

○岩崎会長 ほか御質問ございますでしょうか。

よろしければ、続いて日中サービス支援型グループホーム評価会議について、事務局から報告をお願いいたします。

○福永主任 すみません、事務局の福永です。

私のほうからも端的に御報告させていただきたいと思います。

日中サービス支援型グループホーム、日中も支援を行う重度の方を対象にしたグループホームですね、開設を希望する事業者がいらっしゃいましたので、その対応として、6月25日にこの協議会の代表の委員さんにお出になっていただいて、グループホーム評価会議ということで事業者の方に説明をしていただいて、その上で事業計画や運営方針を評価するといったことをさせていただきました。協議会のほうからは、岩崎会長、井上職務代理、障がい者計画部会の部会長の小野委員と相談支援部会の部会長の堤委員に御出席いただきました。

この事業者は町田市での運営実績はなくて、他市でこの日中サービス支援型のグループホームを運営しているんですけども、町田市では介助量が非常に多い重度の障がいのある方が利用できるグループホームを求めています、今回の事業者の計画内容としては、市が想定する重度の障がいという利用者像とは異なっています、市が想定する重度の障がいのある方が生活を送る点においてはかなり課題がある、という見解になりました。

市の求める重度の対象者像よりも大分軽度の方を想定されていたので、結局、町田市のニーズを満たしていないというふうに市として評価をさせていただきました。

また、協議会委員の方々からの附帯意見として、今回の事業者の計画だと職員の配置人数ですとか研修体制、あと専門性といった職員体制の量と質において不十分な点があったこと、あとは地域との連携とか医療的ケアを受けるといったところを考慮した体制に不十分さが見られたということで御指摘をいただいています。

今回、町田市のニーズを満たしていませんという評価は事業者と東京都のほうにも通知をさせていただいているところです。

以上です。

○岩崎会長 今の御報告に関して御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、すみません、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、ここで進行を事務局にお返しいたします。

○岡担当課長 岩崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、2020年度第2回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後6時36分 閉会